



小規模農家の皆様へ



渋川市小規模農業者等営農活動支援 事業補助金について

営農活動のために必要な機械購入し ませんか？

◆補助対象者

渋川市内に住所を有する**農業者**で、農産物販売金額が年間20万円以上500万円以下である方。補助金受領後も引き続き市内で3年以上営農すること。

※認定農業者及び認定新規就農者は対象外になります。

◆補助内容

営農を継続するために必要な機械(下記項目に該当する)の購入費用の補助を行います。

- ①栽培品目の作業に必要な機械であること。
- ②トラック、フォークリフト等汎用性が高い機械及び中古の機械でないこと。
- ③機械の耐用年数が3年以上であること。

◆補助率

- ①購入費用の3分の1以内
- ②上限10万円

※その他対象要件がありますので興味がある方は、市農政課にお問い合わせください。



応募期間

令和7年4月1日～令和8年3月23日

※予算が終わり次第、終了

◇お問い合わせ◇ 渋川市役所 農政課担い手支援係 ☎ 22-2593